
厚生労働大臣から経済団体に対して派遣労働者を含む 雇用維持等に対する配慮等の要請が行われました

このたび、厚生労働省から、経団連等の経済団体に対して、加藤厚生労働大臣から

- ・派遣労働者等を含む従業員の雇用の維持を図っていただくこと
 - ・派遣労働者等の雇用の安定とその保護を図るため、安易な労働者派遣契約の解除や不更新等を控えていただくこと
 - ・派遣労働者の方々を含め、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進を行っていただくこと
- 等について、要請を行ったとの連絡がありました。

厚生労働大臣から経団連への要請書を添付しておりますが、要請事項の「7」において、「派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るため、安易な労働者派遣契約の解除や不更新はお控えいただく等、特段の配慮」を要請しています。

※ 厚生労働大臣からの経団連への要請書 ([こちらから](#))

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組みに関する要請書

また、今回の要請に伴って、厚生労働省においては、以下の2つのQ&Aを整理しております。

○新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（労働者派遣について）

<新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言や、要請・指示を受けた事業の休止に伴う労働者派遣契約の中途解除等について>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620318.pdf>

<派遣労働者に係るテレワークの実施について>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620808.pdf>

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL: (03) 6721-5361 FAX: (03) 6721-5362